議案第 29 号参考資料 4 第 2 回 定 例 会 政 策 課 令 和 6 年 6 月 5 日

# 令和6年度宝くじ文化公演事業実施要綱

#### 1. 趣旨

一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)は、宝くじの社会貢献 広報事業として、この要綱の定めるところにより、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関 する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、 地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。

### 2. 事業

令和6年度宝くじ文化公演事業は、次の各事業とする。

- (1) 宝くじ文化公演
- (2) 宝くじふるさとワクワク劇場
- (3) 宝くじまちの音楽会
- (4) 宝くじおしゃべり音楽館

#### 3. 主催者

主催者は、市町村等(市町村、特別区、広域連合等の地方公共団体。都道府県及び政令指定都市は除く。以下同じ。)及び自治総合センターとする。ただし、都道府県及び事業の実質的な実施主体である公益法人等、会場となる文化施設等を管理する公益法人等に限り、これを主催者に加えることができる。

#### 4. 実施時期

令和6年4月から令和7年3月までの間に開催する。

## 5. 入場者の確保

- (1) 市町村等は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、成果を上げるよう 努めること。特に広報誌への掲載やウェブサイト(ホームページ)への掲載、ポスターの掲 出、チラシの配布、新聞等へのパブリシティ等、本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積 極的に実施し、入場者の確保を図ること。
- (2) 入場者は会場となる施設収容人員の80%以上を確保するよう努めること。

#### 6. 宝くじの社会貢献広報

本事業は、宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、市町村等は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体において宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村等が発行する広報誌には必ず掲載し、状況に応じ複数号に掲載すること。

#### 7. 経費

本事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものは市町村等の負担とし、それ以外の経費は原則として自治総合センターが負担する。

- ①会場使用料
- ②音響、照明を含む会場の設備、備品使用料
- ③運営スタッフ(受付・会場整理・搬入搬出要員・駐車場・カゲアナ他)の費用及び付随経費
- ④ケータリング経費
- ⑤飾花·花束代
- ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費(ただし、ポスター、チラシ等は自治総合センターで作成し提供する。)
- ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 (宝くじまちの音楽会の「演目2」及び、宝くじおしゃべり音楽館は必須。宝くじ文化公演 は演目により必要となる場合がある。)
- ⑧広報誌、ウェブサイト (ホームページ) 、新聞等の広報費
- ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費 (宝くじふるさとワクワク劇場の第2部、宝くじまちの音楽会の第2部、宝くじおしゃべり音楽館の第2部)
- ⑩入場券の売捌手数料

入場券の売捌手数料は、外部の前売所(プレイガイド等)を活用する場合についてのみ、設定できる。(ただし、売捌手数料の50%は、自治総合センターで負担する。)なお、入場料収入の振込手数料については、市町村等の負担とする。

#### 8. 入場料金

入場料収入(売捌手数料控除後)は、自治総合センターと開催地側にそれぞれ50%ずつ帰属する。

- (1) 宝くじ文化公演
  - ①入場料金は、1事業につき各都道府県内同一料金に設定するものとし、自治総合センターと 市町村等が協議の上、定める。ただし、文化講演会については、原則入場無料とする。
  - ②入場料金の額は、補助金、助成金等を受けて実施する公演を除く、いわゆる通常公演の入場料金の1/2程度の額を基準として定める。
- (2) 宝くじふるさとワクワク劇場

入場料金は、一般・学生の区別なく、一律2,000円(前売券)を基準とする。

(3) 宝くじまちの音楽会

入場料金は、一般・学生の区別なく、一律2,000円(前売券)を基準とする。

(4) 宝くじおしゃべり音楽館

入場料金は、2,500円(前売券)を基準とする。ただし、高校生以下は、1,500円(前売券)とする。